

鉋害防止の取組について

令和7年6月4日

関東東北産業保安監督部東北支部

1.令和6年度監督指導(鉱害関係)の実施状況

(1)立入検査の件数

- 令和6年度実施した鉱害関連の立入検査は、坑廃水検査:19件、鉱煙検査:2件、集積場検査:11件、石油坑井検査:1件、鉱業廃棄物検査:1件の合計34件
- 全体的に検査件数を縮小。石灰石鉱山の集積場検査に重きを置き検査

令和6年度立入検査(鉱害関係)の実施状況

(件数)

鉱種別	鉱害等検査			その他検査		特別検査	合 計
	坑廃水	鉱煙	騒音・振動	集積場	石油坑井 他		
金 属	17 (18)	2 (2)	0 (0)	4 (8)	0 (0)	0 (0)	23 (28)
非金属	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (4)
石灰石	2 (1)	0 (0)	0 (2)	7 (4)	1 (0)	0 (0)	10 (7)
石油・天然ガス	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (1)
石炭・亜炭	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合 計	19 (20)	2 (2)	0 (2)	11 (15)	2 (1)	0 (0)	34 (40)

注：()内は、令和5年度実績

➤ 立入検査の種別

鉱山保安監督規定(内規)に基づき実施する立入検査、特別検査及び調査は次のとおり

保安検査

鉱山の自主保安体制(監査、法令適合性)を確認する検査

鉱害等検査

基準適合性(数値基準)を確認する検査

その他検査

リスクが高い施設の保守管理状況等の確認や休止鉱山等に対する検査

特別検査

災害・鉱害事故等の発生報告を受け実施する検査

法第39条命令調査

鉱業権消滅後5年以内に法第39条第1項の命令発動の可否を判断するための調査

1.令和6年度監督指導(鉱害関係)の実施状況

(2)立入検査における指摘

- 令和6年度の立入検査(鉱害関係)では、検査概要により32件の不備・改善等を指摘
- 7割以上が集積場関係の指摘
場内水排出不備や排水路土砂埋没、流木止め破損、安定度に影響する不備等、鉱害発生を防止する観点から鉱業権者による適切な措置が必要
- 工事計画の未届、使用前検査の未実施及び使用開始届の未提出等も認められ、法令に則った手続きについて、一層の理解が必要

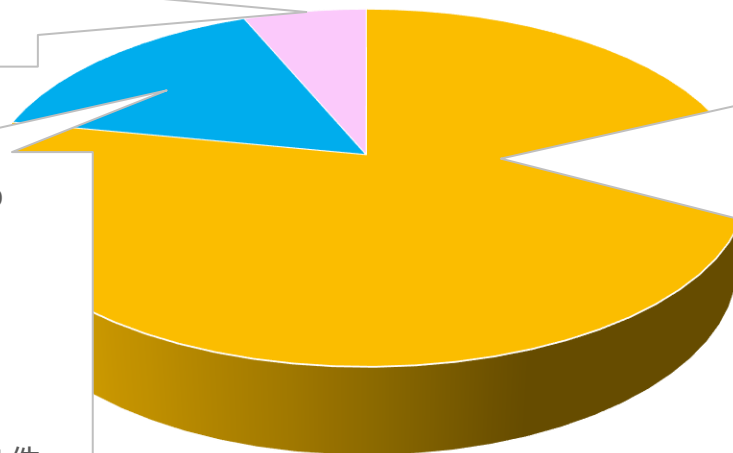
令和6年度立入検査(鉱害関係)における指摘

石油坑井検査 2件 6%

- ・石油坑井の廃坑促進 1件
- ・鉱業廃棄物の処理 1件

坑廃水検査 5件 16%

- ・作業監督者の選任 1件
- ・工事計画届の提出 1件
- ・使用前検査の実施 1件
- ・使用開始届の提出 1件
- ・坑廃水施設の本格稼働 1件



集積場検査 25件 78%

- ・集積場の維持管理(排水路 他)6件
- ・技術基準への適合
(流木止め設置、安定度 他)5件
- ・現況調査の実施(点検・施設見直し)6件
- ・巡視点検の実施 4件
- ・工事計画届の提出 1件
- ・使用前検査の実施 1件

1.令和6年度監督指導(鉱害関係)の実施状況

②立入検査における指摘事例(集積場)



【山腹水路の埋没】

《水路の維持管理》
・規則第11条第2号、第3号
・措置事例第9章2、3に抵触



【山腹水路の埋没】

《水路の維持管理》
・規則第11条第2号、第3号
・措置事例第9章2、3に抵触



【かん止堤の立木】

《かん止堤の安定性》
・規則第11条第3号
・措置事例第9章3に抵触



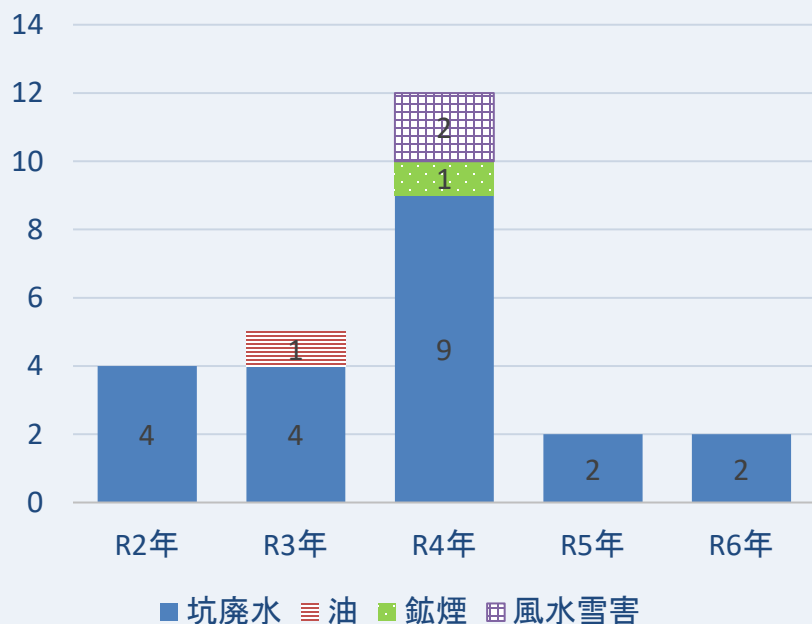
【場内水路の破損】

《適切な施設》
・技術基準第33条第2号に抵触

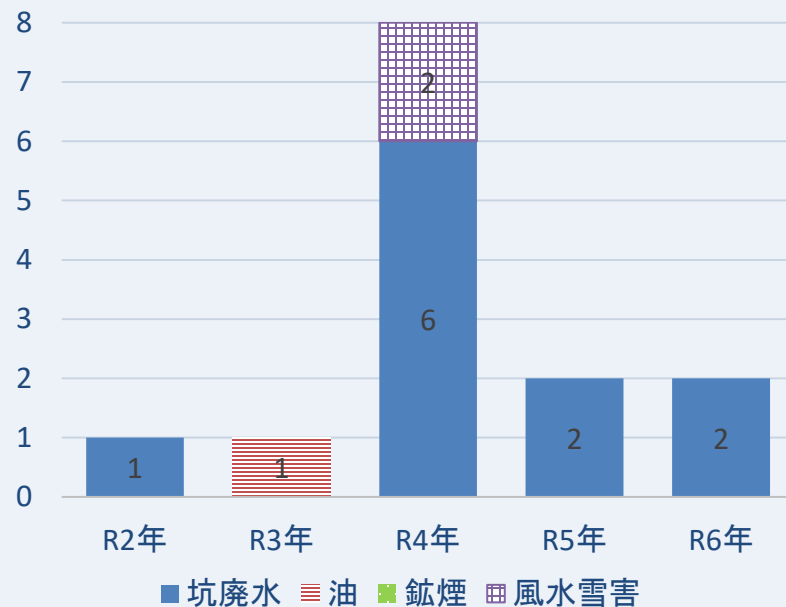
2.令和6年鉱害事案の発生状況(全国、東北)

- 全国における令和2年から令和6年までの5年間の鉱害事案は25件発生。内訳は、坑廃水の排水基準超過21件、油の排出1件、鉱煙の排出基準超過1件、風水雪害による排水基準超過2件
- 東北管内の同5年間の鉱害事案は14件発生。内訳は、坑廃水の排水基準超過11件、油の排出1件、風水雪害による排水基準超過2件
- 過去5年間に全国で発生した鉱害事案の半数以上(56%)が東北管内で発生によるもの

鉱害事案発生件数(全国)



鉱害事案発生件数(東北)

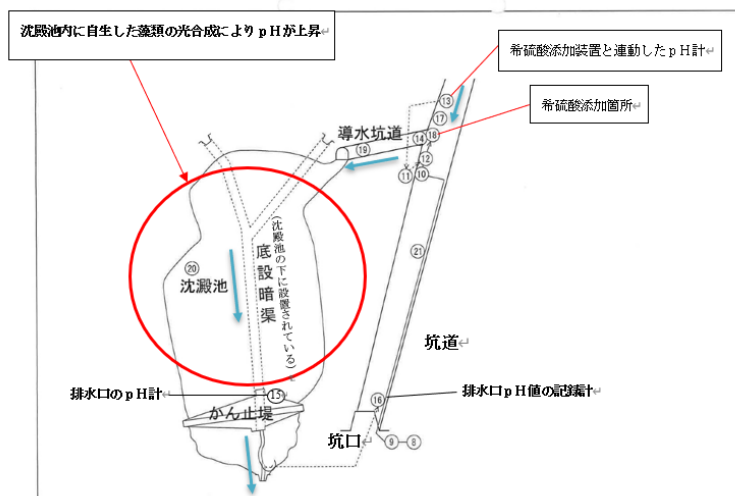


注：発生件数には鉱山保安法に基づく報告災害のほか(公財)資源環境センター移管鉱山及び法第39条命令鉱山に係る鉱害事案を含む

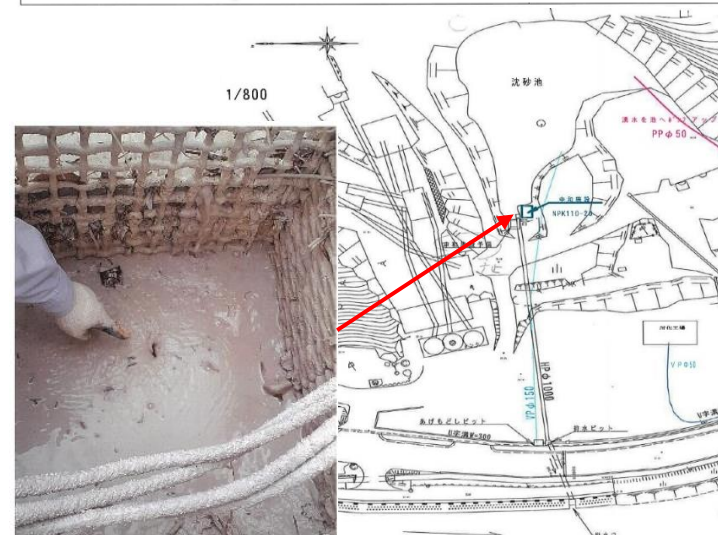
2.令和6年鉾害事案の発生状況(東北管内における事例)

- 令和6年における鉾害事案の発生は、鉾山保安法報告対象(休止鉾山含む)2件
- 2件とも石灰石鉾山での排水基準に適合しない坑廃水の流出事案

発生月日	所在地	操業状況(鉾種)	事案の概要
4月14日 ~6月13日 のうち、10日間	福島県	休 止 (石灰石)	概要： 当鉾山は、坑内水が高pHになる時期があり、適宜、希硫酸により中和処理を実施。連続測定結果(SDカード)を確認したところ、排水pH値がある期間超過していることが判明した。 原因： 沈殿池内に自生する藻類の光合成によって溶存二酸化炭素が消費され、これにより沈殿池内のpH値が上昇したものと推定。また、希硫酸添加量は排水pH値に応じた添加量で調整されていなかった。



発生月日	所在地	操業状況(鉾種)	事案の概要
10月8日 ~11日の うち、30分程度	岩手県	稼 行 (石灰石)	概要： 当鉾山は、露天採掘場の場内水を沈砂池に集水し、希硫酸により中和処理を実施。沈砂池を浚渫した翌々日にpH値の異常を確認した。 原因： 沈砂池の底に塩ビ管が設置され、排水溝に繋がっていた(用途不明)が、この塩ビ管に栓がしており、沈砂池の浚渫によりその栓が抜け、未処理水が排水溝に漏れ出し、pH値が上昇したものと推定。



3.休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助事業（全国）

令和7年度予算案額 **22億円（21億円）**

鉱山・火薬類監理官付

事業目的・概要

事業目的

金属鉱山等からは、採掘終了後においてもカドミウム、鉛、ヒ素といった重金属等を含む坑廃水が排出される場合があり、河川の水質汚濁による鉱害を防止するため、必要な坑廃水処理を継続する必要がある。

このため、金属鉱業等鉱害対策特別措置法に基づく基本方針（第6次：令和5年度～令和14年度）の下、地方公共団体等が行う坑廃水処理に要する経費の一部を補助することにより、費用負担の適正化を図り、もって休廃止鉱山に係る鉱害の防止を図る。

事業概要

休廃止鉱山において鉱害防止事業を実施している地方公共団体等に対して、坑廃水処理に要する費用の3/4を補助する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

昭和46年から令和14年までの事業であり、坑廃水処理事業を実施した鉱山のうち、年間の排出基準等管理基準を超過した坑廃水排出事故件数を0にすることを目指す。

3.休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助事業等（東北）

令和6年度補助金交付実績額（約18億円）

（単位：件・千円）

		事業数	不存在	事業数	存在
			実績額		実績額
一般会計	鉱害防止工事	9	403,321	—	—
	坑廃水处理	14	1,015,936	24	339,959
	危害防止工事	—	—	—	—
特別会計	エネルギー使用合理化	—	—	—	—
	(参考)				
	廃止石油坑井封鎖事業	3	34,444	—	—

【鉱害防止工事事例（豪雨により護岸が浸食され、むき出しになった導水管を改修）】



復旧
工事



4.令和7年度当支部における鉱害防止に向けた取組み

令和6年度の監督指導の結果及び令和7年度鉱山保安監督指針に基づき、管内鉱山における鉱害発生ゼロを目指し、監督指導を実施

稼行鉱山の鉱害防止に向けた取組み

- 坑廃水による鉱害を防止するため、次の事項に重点を置き、鉱害防止対策の実施状況を確認し、必要な対策を講じさせる。
 - ・ 坑廃水処理施設における適正な処理
 - ・ 豪雨及び融雪期対策として、清濁分離の推進、集水・貯水・処理能力の確保及び維持管理
 - ・ 事故発生時の迅速な連絡と復旧
- 捨石等の適正処理、集積場の維持管理並びに土壌及び地下水汚染対策等の鉱害防止対策の実施状況を確認し、必要な対策を講じさせる。

休廃止鉱山の鉱害防止に向けた取組み

- 坑廃水による鉱害を防止するため、次の事項に重点を置き、鉱害防止対策の実施状況を確認し、必要な対策を講じさせる。
 - ・ 坑廃水処理施設における適正な処理
 - ・ 豪雨及び融雪期対策として、清濁分離の推進、集水・貯水・処理能力の確保及び維持管理
 - ・ 事故発生時の迅速な連絡と復旧
 - ・ 停電や道路不通などに対応したレジリエンス強化
- 捨石等の適正処理、集積場の維持管理並びに土壌及び地下水汚染対策等の鉱害防止対策の実施状況を確認し、必要な対策を講じさせる。

特に集積場については、豪雨及び融雪期に備えた排水機能の確保及び事故発生時の迅速な連絡と復旧に重点を置く。
- 休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金の申請書等を厳正に審査するとともに、補助事業実施状況調査を行い、鉱害防止事業が適正に実施されていることを確認。